

# 産業廃棄物処理業にかかる 留意事項について

令和6年2月2日

長崎県 対馬保健所 衛生環境課

# 説明内容

1. 産業廃棄物処理の委託契約
2. 排出した産業廃棄物を自ら処理(処分)する場合の  
注意事項
3. 帳簿の備付けについて
4. 産業廃棄物の処理基準・保管基準について
5. 島外搬出について
6. 申請等提出書類の一部変更について(お知らせ)

今回、テーマごとにクイズを用意しています！

# 1. 産業廃棄物処理の委託契約

# 委託基準

- ・排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合、  
委託基準に従わなければならない。

(法第12条第6項)

## 他人に委託する場合には～

産業廃棄物処理業の許可業者に委託する  
【委託される廃棄物が許可された事業の範囲に含まれているか確認】

委託する処理業者の許可証を添付の上、書面で委託契約を行い、  
委託契約書類は契約期間終了後、5年間保存する  
【必要事項の記載がされているか確認】

産業廃棄物を引き渡すときはマニフェストを交付する【交付されたか確認】

処理の状況について、最終処分まで確認する

# 委託契約書の記載事項(その1)

(法令第6条の2第4号、法規則第8条の4の2)

## ◇契約書の共通記載事項

- ①委託する産業廃棄物の種類および数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤委託する産業廃棄物の適正処理のために必要な事項に関する情報
  - (ア)性状および荷姿
  - (イ)通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - (ウ)他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
  - (エ)委託する産業廃棄物に日本産業規格C0950号に規定する含有マークがある場合  
当該含有マークの表示に関する事項【パソコン・エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・衣類乾燥機の処理委託がある場合、注意】
  - (オ)石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等  
が含まれる場合には、その事項
  - (カ)その他、取り扱いに関する注意事項
- ⑥委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- ⑦委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧契約解除時の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項



含有マーク (JIS C0950)

# 委託契約書の記載事項(その2)

(令第6条の2第4号、規則第8条の4の2)

## ◇運搬委託契約書の記載事項(共通記載事項に追加)

- ①運搬の最終目的地の所在地
- ②(積替保管をする場合には)積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
- ③(安定型産業廃棄物の場合には)積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

## ◇処分委託契約書の記載事項(共通記載事項に追加)

- ①処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法及び処理能力
- ②最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

# 再委託の原則禁止

再委託：処理業者が受託した廃棄物処理業務を  
他人に委託すること

⇒ **原則として禁止**（法第14条第16項、第14条の4第16項）

※委託した排出事業者があらかじめ書面で承諾する等  
再委託基準（**令第6条の12、第6条の15**）を満たしている  
場合などは再委託可能。

## (問題1)

Q. 収集運搬業者A社は、処分業者B社への収集運搬を請け負っていたが、車両に空きがなかったため、委託者に無断でC社に収集運搬をしてもらった。

この行為は○？ ×？



## 2. 排出した産業廃棄物を自ら処理(処分)する場合の注意事項

## 2. 排出した産業廃棄物を自ら処理(処分)する場合の 注意事項

### 【自ら処理(処分)の該当例】

家屋解体工事を受注した、木くずの焼却施設を持つ元請業者(排出事業者)Aが、当該工事から排出される木くずを、自らが持つ木くずの焼却施設を使用して焼却処理する場合 など

### 【注意事項】

- ①自らが排出した産業廃棄物のみを自ら処分する場合は処分業の許可は不要だが産業廃棄物処理基準を遵守する必要がある。
- ②処理施設の種類、処理能力によっては「産業廃棄物処理施設設置事前協議書(以下「事前協議書」と記載)」や「産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「設置許可申請書」と記載)」を提出する必要がある。
- ③処理後物(焼却処理の場合は焼却灰(燃え殻))について、自ら最終処分(埋立処分、再生利用等)できない場合は、委託により適正処理する必要がある。
- ④廃棄物の焼却施設を導入する場合、廃棄物処理法で定める施設要件を満たす必要がある他、ダイオキシン類特別措置法や大気汚染防止法で定める特定施設に該当する場合は、該当する法律に基づく特定施設の設置届出が必要になる。

## 【自ら処理の場合でも「事前協議書」や「設置許可申請書」の提出が必要になる 処理施設とその処理能力】

番号	処理施設の種類	処理能力
1	汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超える
2	汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超える
3	汚泥の天日乾燥施設	100m <sup>3</sup> /日を超える
4※	汚泥の焼却施設	5m <sup>3</sup> /日を超える又は200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
5	廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日を超える
6※	廃油の焼却施設	1m <sup>3</sup> /日を超える又は200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
7	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超える
8	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超える
9※	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超える又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
10	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超える
11	令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む 汚泥のコンクリート固型化施設	—
12	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設	—
13	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれる シアン化合物の分解施設	—
14※	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	—
15※	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	—
16※	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	—
17※	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	—
18※	上記番号4, 6, 9, 15を除いた産業廃棄物の焼却施設	200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
19※	遮断型最終処分場	—
20※	安定型最終処分場	—
21※	管理型最終処分場	—

- ・「※」ありの施設：「事前協議書」と「設置許可申請書」の両方が必要。それ以外の施設は「設置許可申請書」のみ必要。
- ・処理能力が「—」となっている場合、処理能力にかかわらず、すべての施設が対象。
- ・上記表は一部記載を省略等しています。正確な記載は廃棄物処理法施行令第7条をご確認ください。

# 3. 帳簿の備付けについて

# 帳簿の作成

法では、日々の産廃処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握するため、**処理業者は、(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに、事業の区分に応じて必要な記載事項を所定の期限までに記載した帳簿を事業場ごとに作成し、保存しなければならない**としている。

(法第14条第17項)

# (1) 帳簿の記載事項と記載期限

## < 収集運搬業 (収集又は運搬を受託した場合) >

記載すべき事項	記載期限
1. 収集又は運搬年月日	翌月末まで
2. マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付日より10日以内
3. 受入先ごとの受入量	翌月末まで
4. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
5. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	

**帳簿の備付け、閉鎖、保存については、以下のように定められています。**

法第14条第17項(特別管理産業廃棄物の場合は法第14条の4第18項)に規定

- 1) 帳簿は、事業場ごとに備え、基本的に毎月末までに前月中の事項について記載を終了すること。
- 2) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- 3) 帳簿閉鎖後は、事業場ごとに5年間保存すること。

また、帳簿を備えない、帳簿に記載しない、虚偽の記載をする、保存を怠ると、罰則が適用されます。(法第30条→30万円以下の罰金)

## (2) 帳簿の記載事項と記載期限

### < 処分業 >

#### ア 処分を受託した場合

記載すべき事項	記載期限
1. 受入れ又は処分年月日	翌月末まで
2. 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付日より10日以内
3. 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
4. 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
5. 処分（※埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	

#### イ(中間処理後物について)運搬を委託した場合

記載すべき事項	記載期限
1. 委託年月日	翌月末まで
2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	翌月末まで
3. マニフェストごとの交付年月日及び交付番号	引渡しまで
4. 運搬先ごとの委託量	翌月末まで

# (3) 帳簿の記載事項と記載期限

ウ(中間処理後物について)処分を委託した場合

記載すべき事項	記載期限
1. 委託年月日	翌月末まで
2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
3. 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	引渡しまで
4. 交付したマニフェストごとの、交付又は回付されて <b>受け入れた</b> (特別管理)産業廃棄物に係るマニフェストの <b>交付者氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</b>	引渡しまで
5. 交付したマニフェストごとの、 <b>受け入れた</b> (特別管理)産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る <b>処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</b>	----- (1次マニフェストで電子マニフェストを利用していた場合) -----
6. 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付されて <b>受け入れた</b> (特別管理)産業廃棄物に係るマニフェストの <b>交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</b>	(中間処理業者が電子マニフェストを利用した場合)
7. 情報処理センターへの登録ごとの、 <b>受け入れた</b> (特別管理)産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る <b>処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</b>	
8. 受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで



## 産業廃棄物収集運搬に関する帳簿の作成例

- ①産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- ②事業場ごとに備えること。
- ③管理票を交付又は回付された日から10日以内に記載すること。
- ④1年毎に閉鎖し、5年間保管すること。

【産業廃棄物の種類: \_\_\_\_\_】

No	収集年月日 (運搬年月日)	管理票(マニフェスト)交付者			受入先	受入量	運搬方法	運搬先	運搬量	積替え保管		備考
		名称(氏名)	交付年月日	交付番号						保管場所	搬出量	
1					管理票 交付者 に同じ		t車					
2					管理票 交付者 に同じ		t車					
3					管理票 交付者 に同じ		t車					
4					管理票 交付者 に同じ		t車					
5					管理票 交付者 に同じ		t車					
6					管理票 交付者 に同じ		t車					
7					管理票 交付者 に同じ		t車					
8					管理票 交付者 に同じ		t車					

## (問題2)

Q. 産業廃棄物処理業者Aは事業場ごとに1つの帳簿を作成し、その帳簿上で取り扱う全ての産業廃棄物を区別せずに必要事項を記載している。

この行為は○？ ×？

# 4. 産業廃棄物の処理基準・ 保管基準について

# 収集・運搬基準

- 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 工作物の新築、改築又は除去によって生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という）の収集運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物が破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区別して、収集・運搬すること。
- 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、それらが破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
- 産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集・運搬車である旨等を運搬車の車体の両側面に表示し、かつ、その運搬車に必要な事項を記載した書面を備え付けること。

# 収集運搬車の両側面への表示

縦横5cm  
以上

{ 産業廃棄物収集・運搬車両

縦横3cm  
以上

{ 株式会社〇〇産業

{ 第 04200123456 号

最低下6桁を記載

略称等は不可

氏名又は名称については、原則、  
許可証に記載されている氏名又は  
名称とすること

排出業者による自社運搬の場合も車体の両側面に表示が必要

この場合、許可番号はなくても良い

※注意点：表示をしていますが、明確に見えない場合は「表示義務違反」になります。

# 運搬時の書類の備付けについて

(規則第7条の2第3項、規則第7条の2の2第4項)

## 産業廃棄物収集・運搬業者

### ①許可証の写し

### ②以下の書類のいずれか

ア、紙マニフェストの場合

→交付されたマニフェスト

イ、電子マニフェストの場合

→電子マニフェストの使用証の写し 及び

次の事項を記載した書類(電子情報でも可)

- ・その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・運搬する産廃の種類・数量
- ・運搬する産廃の積載日
- ・積載した事業場の名称・連絡先
- ・運搬先の事業場の名称・連絡先

## 排出事業者(自社運搬)

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産廃の種類及び数量
- ・積載日
- ・積載した事業場の名称・所在地・連絡先
- ・運搬先の事業場の名称・所在地・連絡先

違反した場合、営業停止  
処分、改善命令などに処さ  
れる可能性があります

### (問題3)

Q. 車両の表示について

株式会社A産業(許可番号:04200777777)は  
収集運搬を委託され、使用する車両の両側面  
に下記の表示を行う予定です。

下記の表示について、誤り箇所を正しく修正  
してください。

廃棄物収集運搬車  
許可番号 777777

文字の大きさは「廃棄物収集運搬車」が5cm  
その他の部分は3cmとします。

# 積替え保管の基準①

- 保管上限を超えないこと(保管上限＝当該保管場所における1日当たりの搬出量×7で得られる数値)
- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が決まっていること
- 適切に保管できる量を超えて搬入しないこと
- 搬入された産廃の性状が変化しないうちに搬出すること
- 石綿含有廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は、他の産廃と混合しないよう仕切りを設けるなどの措置を講ずること



# 積替え保管基準②

- 保管場所周囲への囲いの設置
- 必要事項を記した掲示板の設置
- 産廃の飛散・流出・地下浸透・悪臭の防止対策
- 汚水が生じるおそれがある場合は、底面を不浸透性の材料で覆う、排水溝その他の施設を設置
- ねずみの生息及び蚊、ハエその他害虫が発生しないようにする措置
- 屋外で容器に入れず保管する場合は保管高さの基準を守ること

# 保管場所揭示板

- ・大きさは縦横ともに60cm以上
- ・必要事項が記載されていれば、様式は自由

## 産業廃棄物保管(積替え保管)場所

管理者氏名  
及び連絡先

株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○  
○○市△△町◇◇番地  
責任者氏名 ●●●●●  
電話 0920-○○-○○○○

産業廃棄物  
の種類

廃プラス  
チック類

木くず

繊維くず

がれき類

最大  
保管数量

○ m<sup>3</sup>

○ m<sup>3</sup>

○ m<sup>3</sup>

○ m<sup>3</sup>

積上  
上限高

屋外  
容器使用

○ m

屋内保管

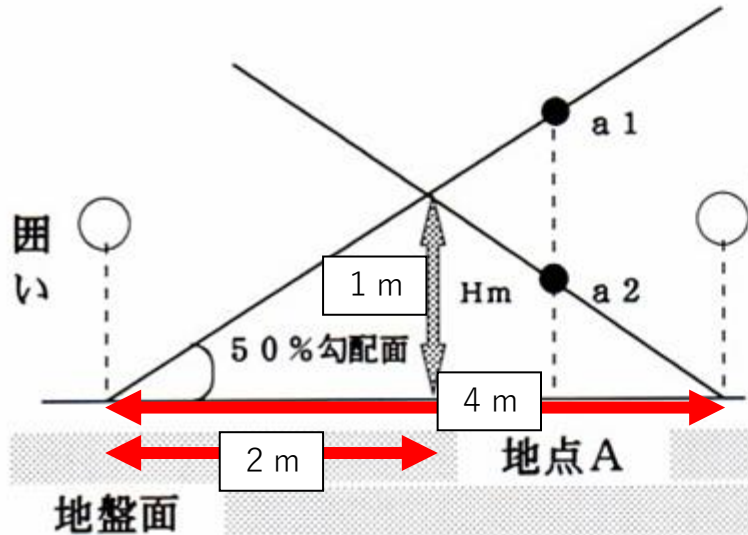
○ m

# 産業廃棄物の保管基準（判定例）

## 1. 高さ等の判定例

### 1) 高さの上限の判定例

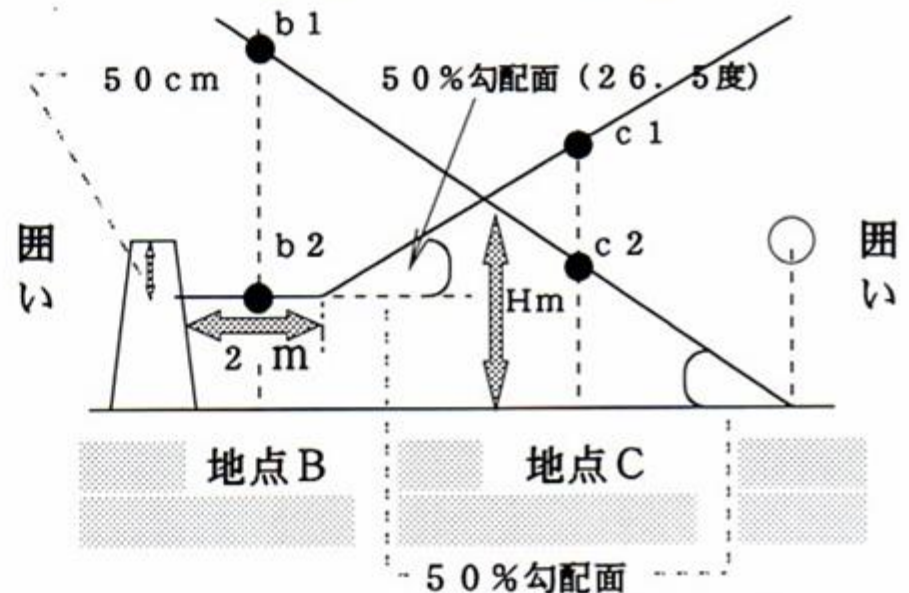
①両方が廃棄物に接していない囲いの場合



基準上の高さ上限

- ・ 地点A : a 2 (Hm以下)
- ・ 看板記載高さ : Hm

②片方が直接負荷部分の囲い（左）、片方が廃棄物に接しない囲いの場合（右）

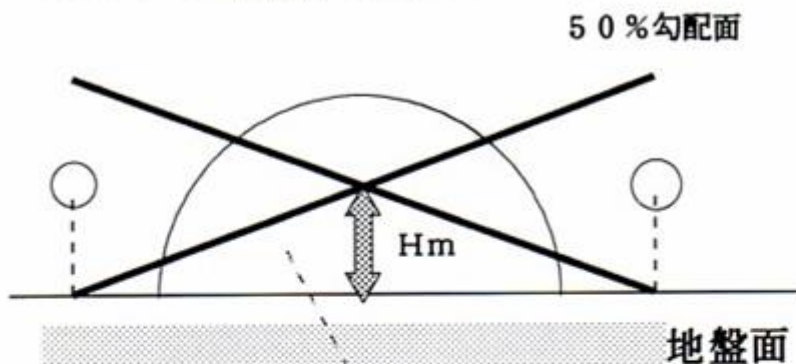


- ・ 地点B : b 2 (Hm以下)
- ・ 地点C : c 2 (Hm以下)
- ・ 看板記載高さ : Hm

2. 保管基準の判定例（典型的な違反例： — 部分）

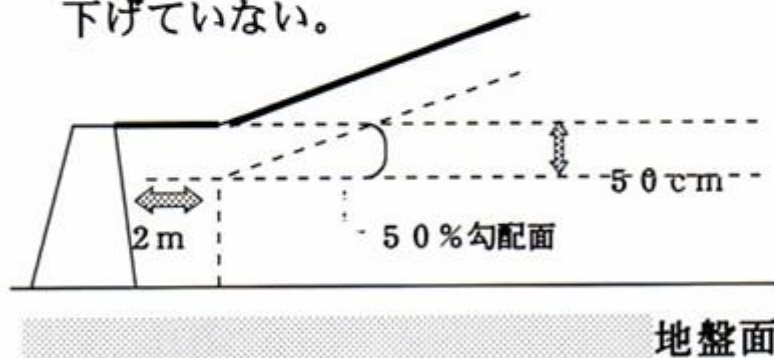
(1) 模式図

① 50%勾配面を超えている。



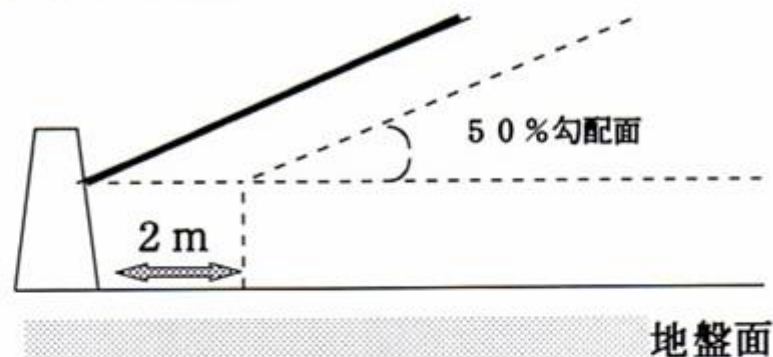
適応部分

② 壁の頂部から 50 cm 下げていない。

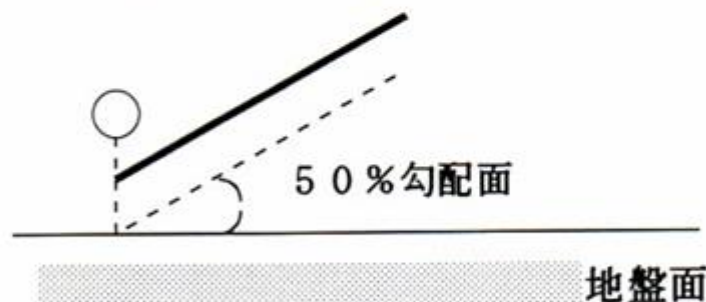


— 部分)

② 勾配の起点を壁から 2 m 離していない。



④ 構造耐力上安全とはいえない  
囲いに直接接している。



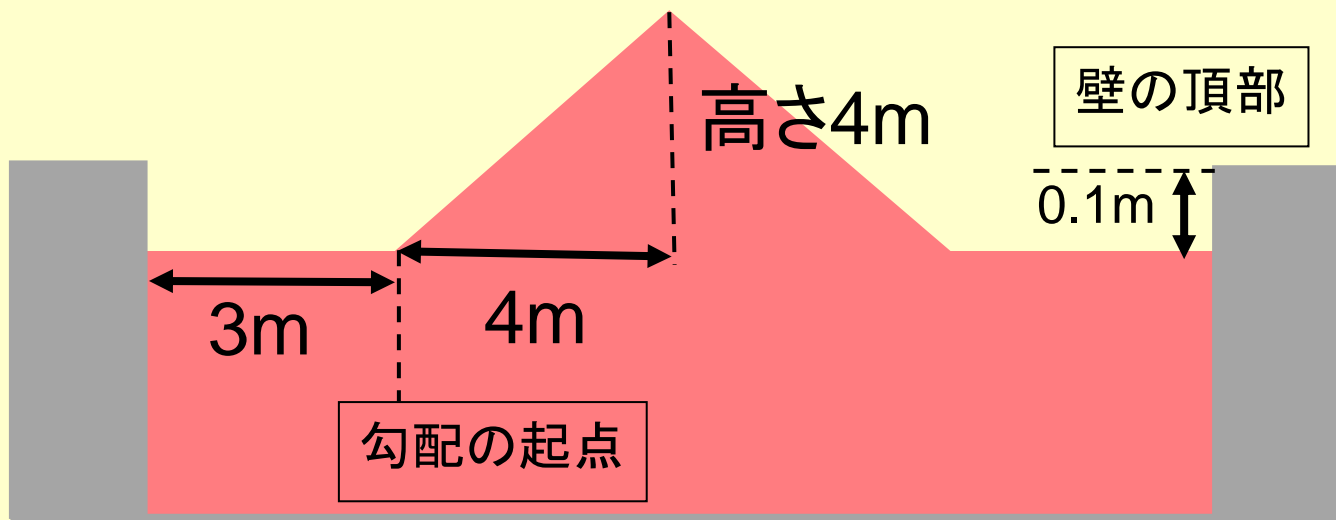
(2) その他違反となる例

① 囲い廃棄物と接して曲がって（歪んで）いる。

② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積みあげている（さらに囲いの上部にプラスチックの板を 50 cm 継ぎ足した場合等を含む）。

## (問題4)

- Q. 産業廃棄物の保管基準について  
次の保管の仕方には違反箇所があります。  
違反箇所を正しく修正してください。



# 中間処理基準

- 処分に伴って産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- 処分に伴う悪臭、騒音、振動により、生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合、原則として破砕は禁止であり、環境大臣が定める方法により処分を行うこと。

# 中間処理に係る保管基準

- 周囲の囲い・看板については収集・運搬業参照
- 保管上限は、当該産業廃棄物に係る1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量  
(14日間で処分できる数量)

※一部例外あり。廃掃法令第6条第1項第2号ロ(3)、同法規則第7条の8参照

## 排出事業者の立場にもなる皆様へ

処分業者は無限に廃棄物を受け入れられるわけではありません。処理能力に応じた保管量を設定し、その範囲内で受け入れを行っています。一度に大量の廃棄物が搬入された場合、処理しきれず、不適正処理につながる可能性も出てきます。処分業者の保管量の状況により、その時期の受け入れができない場合も生じる可能性がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 処分業者に受け入れを断られた場合

- (委託契約の締結前の場合、)他の処理業者を探す。
- 排出事業者の責任において排出現場内で一時保管
- 排出事業者の責任において排出現場外で一時保管
  - ※排出現場外での一時保管場所の面積が300m<sup>2</sup>以上になる場合、「産業廃棄物事業場外保管届出」の提出が必要
  - ※規則第8条の産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障がないように保管が必要
  - ※処分業者においても、その時点での保管量の状況、今後の予定搬入量を踏まえたうえで、契約期間の設定等をお願いします。



# 5. 島外搬出について

# 対馬での処分の特色

- ①対馬島内の産業廃棄物最終処分場は**安定型**のみ  
→ここで処分できない品目は島外処分業者で最終処分
- ②対馬からは長崎県より福岡県のほうが運びやすい



島外(県外)搬出を受託・委託する場面が他地域より多い

許可範囲を超えた委託・受託を防ぐために、  
島外に運ぶ際の許可を整理しましょう

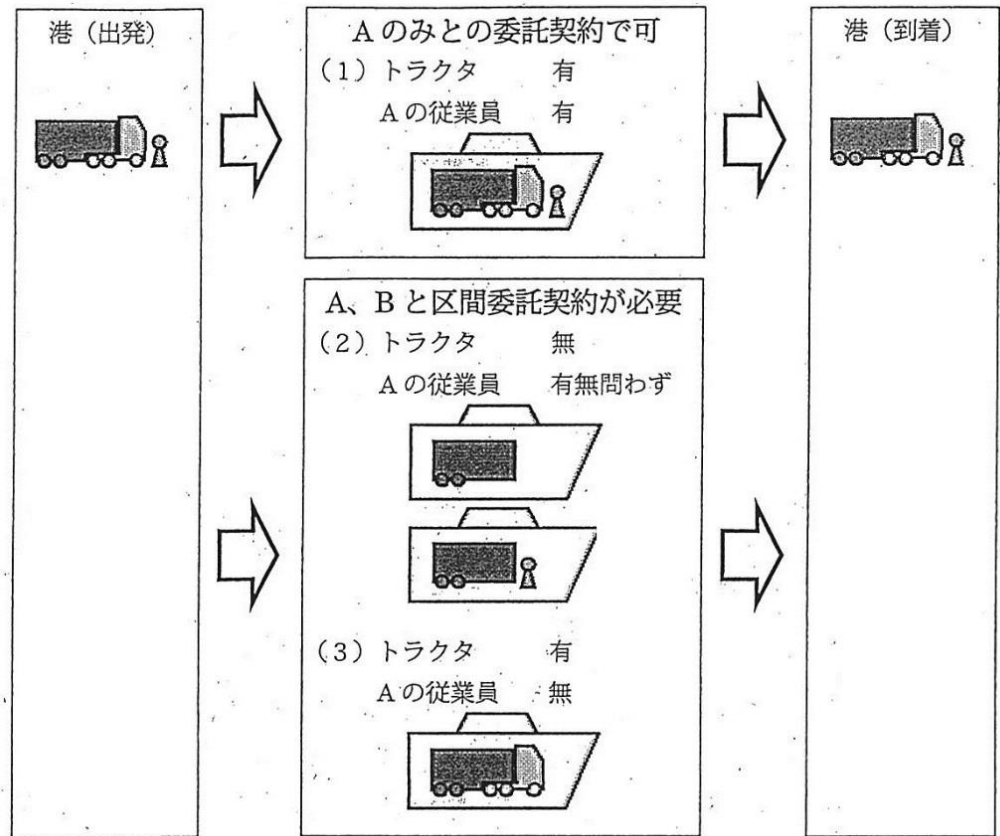


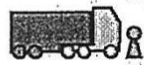
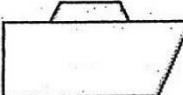
# フェリーで産業廃棄物を運ぶとき

トラクタや従業員なしで  
 廃棄物をフェリーに載せるには、  
 海運会社とも委託契約が必要

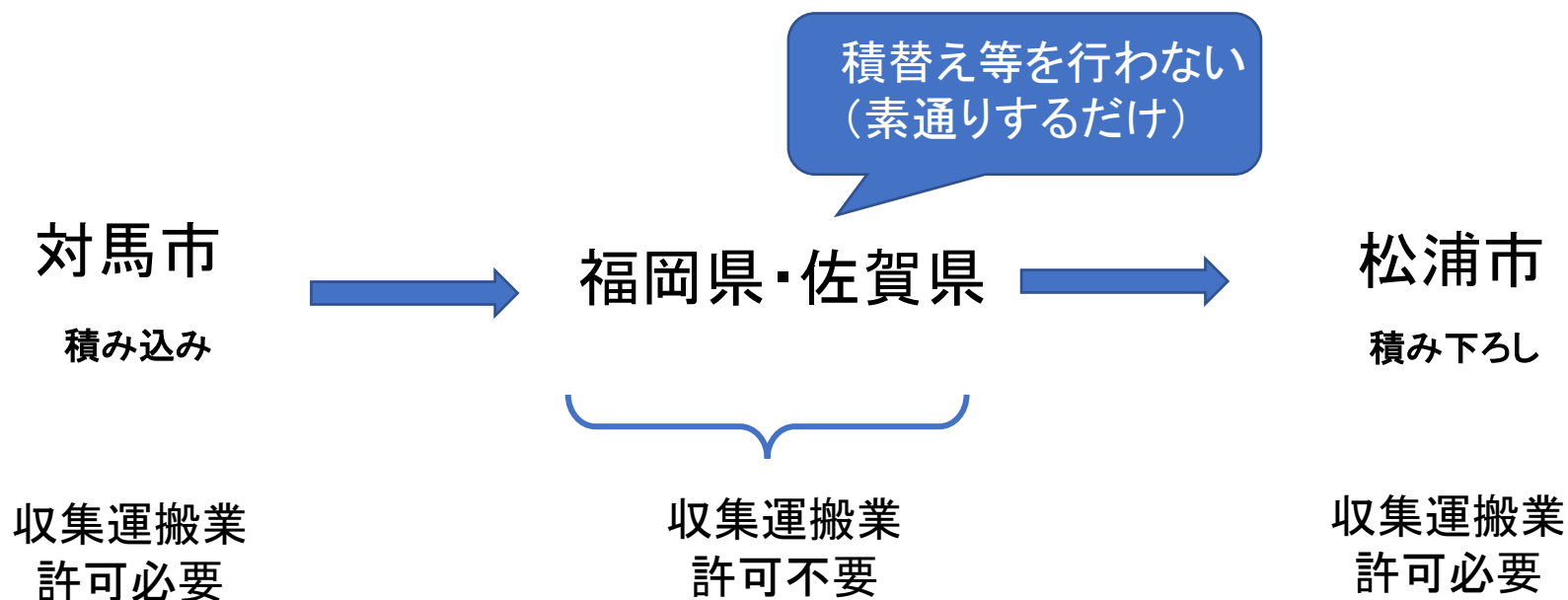


トラクタ・従業員両方が揃ってれば、  
 自社(収集運搬業者A)との契約で  
 海路も運べる



- 
 ※収集運搬業者 A  
 Aの牽引自動車(トラクタ+トレーラ)、Aの従業員(運転手)
- 
 ※収集運搬業者 B  
 Bのフェリー

# ケース(1) 対馬市から県内の他市へ



長崎県の産業廃棄物収集運搬業許可があれば可能  
※途中で積替え等を行う場合はその自治体での許可が必要

# ケース(2)対馬市から他県へ

## ①非政令市に運ぶ場合

例:対馬市から福岡県古賀市の処理業者へ運ぶ

- ・ケース(1)より、通過するだけの福岡市は許可不要
- ・積み込みは長崎県(対馬市)、積み下ろしは福岡県(古賀市)



長崎県と福岡県の産業廃棄物収集運搬業許可が必要

## ②政令市に運ぶ場合

例:対馬市から福岡県北九州市の処理業者へ運ぶ

- ・ケース(1)より、通過するだけの福岡市は許可不要
- ・福岡県の許可があれば北九州市でも収集運搬可能



長崎県と福岡県もしくは長崎県と北九州市  
どちらかの産業廃棄物収集運搬業許可が必要

## (問題5)

収集運搬業者A社が運転手不在の状態で見送りの車両のみをB社のフェリーにのせ、海路を運搬する予定。この場合、B社は収集運搬業許可は必要だが、委託者と委託契約は結ばなくてもよい。この考え方は○か×か。

### 【島内陸路】

A社(運転手、車両)



※運転手のみ飛行機で移動等

### 【島外陸路】

A社(運転手、車両)



※港で車両を回収

A社車両のみ  
(運転手不在)



### 【海路】

## 6. 法改正に伴う添付書類の省略について

## 【概要(規則第21条第1項)】

2つ以上の申請書等を、**同時に**提出する場合で、**共通する添付書類がある**場合、どれか一つの申請書等に共通する添付書類を添付すれば、同時に提出するその他の申請書等において、共通する添付書類の添付を省略できる。

ただし、添付を省略するその他の申請書等には**任意様式「添付を省略する書類の一覧」**を添付する必要がある。

## 【具体例】

〔同時に提出する書類〕

- ① 処分業の更新許可申請書
- ② 役員追加に伴う変更届

〔①、②で共通する添付書類〕

- A. 履歴事項全部証明書
- B. 追加役員の住民票の写し
- C. 追加役員の登記されていないことの証明書

どちらか片方で省略可能

### ① 処分業の許可申請書

(添付書類)

共通しない添付書類(定款など)

A. 履歴事項全部証明書

B. 追加役員の住民票の写し

C. 追加役員の登記されていないことの証明書

### ② 役員追加に伴う変更届

(添付書類)

共通しない添付書類(新旧対照表)

添付を省略する書類の一覧(任意様式)



## 記載例

# 添付を省略する書類の一覧

廃棄物処理法施行規則第 21 条第 1 項の規定により、下記の添付書類について省略いたします。

なお、省略した添付書類については、同時に提出している

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請 ・ (特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請 ・  
(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請 ・ (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届出 ・  
産業廃棄物処理施設設置許可申請 ・ 産業廃棄物処理施設変更許可申請 ・  
一般廃棄物処理施設設置許可申請 ・ 一般廃棄物処理施設変更許可申請 ・  
その他の書類 ( )

に添付していること申し添えます。

記

・  
・  
・  
・  
・

以上

令和 年 月 日

申告者氏名

---